

2024年6月26日提出

件名：「鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針（案）」に関する意見

宛先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

氏名：日本クマネットワーク

市街地へのクマ類およびイノシシ等の大型哺乳類動物の出没は、近年増加の一方であり、人命に関わる事故に至る懸念がある。よって、本改正により状況が改善されることが期待される。

本改正案が施行される際には、以下の点について留意していかなければならないと考える。

意見①

該当箇所：5頁 6行目

意見の要約：

麻酔の効果時間について

意見の内容：

“また、麻酔の効果を得られるには必要量が注入されてから 10～20 分ほど必要であり、・・・”

の記述について、5～10分としてもよいのではないかと考える。それとも、麻酔吹き矢のように少量ずつ投与する場合は、効果が現れるのは通常よりも長くなる傾向にあるのか。

意見の理由：

麻酔の効果を得られる時間の記述について、10～20分と5～10分と比較すると、具体的な数字で書かれていることもあり、印象がだいぶ違うと考える。麻酔銃を使用するかしないかの判断に影響を与える箇所だと思うので、情報源の再調査を要求したい。

意見②

該当箇所：5頁 24行目

意見の要約：

「建物にクマ類が立てこもった場合」の表現に関して

意見の内容：

「建物にクマ類が立てこもった場合」の表現に関して、【立てこもる】というのは意図的に閉じ込めている場合も含まれるため、【建物内にクマ類が入り込んだ(侵入した)場合】という表現がふさわしい。

意見の理由：

「建物にクマ類が立てこもった場合」の表現に関して、【立てこもる】という表現は

メディアではよく使われているが、クマには立てこもる意思があるわけではない。環境省の書類にこの表現を用いるのは違和感を覚える。事実を忠実に表現している「侵入した場合」を用いるべきと考える。

意見③

該当箇所：7頁 25～28行目

意見の要約：

野生鳥獣専門員の配置と市町村職員の今後の役割についての仕組みづくりの実施について

意見の内容：

都道府県及び市町村に対象鳥獣の生態や関係法規に関する専門的な知識を持った者が配置されるだけでなく、将来的に都道府県及び市町村職員が職務として銃器による市街地出没対応を行う仕組みづくりを国が行うことを追記いただきたい。

意見の理由：

それぞれの地域において、その地形や人家の配置などの土地勘があり、かつ銃器を所持している者は現状では地元在住の狩猟であることが大半である。しかし、狩猟者は本来個人的な趣味として森林域などで鳥獣を捕獲する者であり、市街地において鳥獣を追い払ったり捕獲したりするために銃器を所持した者ではない。加えて、狩猟者の高齢化は著しく、例えば秋田県においては60代以上が狩猟者全体の7割を占めている（秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン p.17）。県の取組として、若手狩猟者を確保するための取組を行っているものの、すぐに人数が増えるものではない上に、若手狩猟者の多くには仕事があり緊急時に対応ができない面がある。地元の狩猟者に市街地出没対応を担わせる体制は10～20年後に破綻することは自明である。また、東北地方には銃器を用いた鳥獣の捕獲対応ができる民間の専門業者はほぼ存在しない。今後専門業者ができたとしても、広大な東北地方の各県において、各地域の土地勘を培うことは非常に困難であることが容易に予測される。これは他地域においても同様であろう。こうしたことを踏まえると、各地域の土地勘がある都道府県や市町村職員が職務として銃器を用いた捕獲に当たる体制を整えることが、将来にわたって市街地出没対応を継続的にしていく上で合理的であると考えられる。一方、数年おきに異動のある行政職員では技術や知識の安定や蓄積は望めない。対象鳥獣の生態や関係法規に関する専門的な知識を持った者が銃器を持ち、継続的に担当として対応できる仕組みづくりが必須である。

秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48586>

意見④

該当箇所：8頁 25行目 銃器、弾丸の種類

意見の要約：

はこわなにおける銃器による止め刺しに関して

意見の内容：

はこわなでの止め刺しに関して、銃口を檻の中に入れることを徹底することを記載し

た方が良い。「銃器、弾丸の種類」の項目で不適切であれば、別の項目で記載をしたり、新たに項目を作成することを提案する。

意見の理由：

はこわなでの捕獲は住宅地周辺で行われることも多く、止めさしの跳弾の危険性がある。はこわなのフレームに弾が当たり跳弾が生じることがあるため、銃口を檻の中に入れて跳弾しないよう安全対策を徹底すること。（ツキノワグマの場合は、首の付け根などを狙って上から確実に止め刺しをする。）」などを具体的に記載できると尚良い。

イノシシでは、復興庁、長崎県、茨城県、石川県、香川県のマニュアルで、はこわなの止めさしの銃器の使用は最小限にと記載があり、銃器の使用そのものに関する規制や、過去に跳弾による事故があったと注意喚起している。住宅地周辺での発砲を前提とする以上、安全対策を徹底するために「銃口を檻の中に入れて」の記載は必須と考える。

実際にスラッグの貫通力は高く、ツキノワグマを殺傷してさらにドラム缶に穴を空ける程度の威力はあるため、建物内の床がコンクリートの場合などは、跳弾の危険性が非常に高い。ヒグマに対しては、その体サイズから原案通り（スラッグによる止め差し）と考えるが、ツキノワグマの場合は、スラッグ弾よりも威力の弱い弾（27粒やBBなど）で止め刺しも可能であるため、建物内などの止め刺しのための発砲の際は特に安全対策として、跳弾しても重傷には至らない弾を最初から選択することは有効な手段と考える。市街地は地面が舗装である場所が多く、コンクリートなどを使用している壁もあることから、山中よりも跳弾の危険性が劇的に高くなることに留意が必要。

【跳弾の危険性に言及している出典】

イノシシ捕獲技術マニュアル，復興庁（該当箇所：89頁7行目）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/wildlife/material/20190123_07_hokaku.pdf

イノシシ捕獲時の安全確認について，長崎県（該当箇所：2頁6行目）

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/11/1637749678.pdf>

箱わなによるイノシシ捕獲マニュアル，茨城県（該当箇所：7頁24行目）

https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chojyuhogo/documents/inoshishi_hokaku.pdf

イノシシわな捕獲マニュアル，石川県（該当箇所：13頁16行目）

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/documents/ishikawakeninoshishiwana_hokaku.pdf

イノシシ保定マニュアル，香川県（該当箇所：13頁15行目）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/19112/inoshishi_hotei_ver1.pdf

跳弾か イノシシの止め刺しで仲間の男性がけが 宮崎県 美郷町

<https://knowledge.nilay.jp/news/20201031/>

意見⑤

該当箇所：10 頁 7 行目

意見の要約：

捕獲作業における責任への所在について明確化

意見の内容：

「(前略) 責任の所在を明確にするとともに、結果として (後略)」を「(前略) 責任の所在を明確にする。また、結果として (後略)」と 2 文に分けることを提案する。

意見の理由：

捕獲作業における責任者の所在の不明確さが以前より問題となっており、過去に捕獲者の発砲が罪に問われるといった事態が発生している。10 頁 6～8 行目は「捕獲者の保護」と「損害を受けた第三者への補償」が混在しており、捕獲者保護の重みが失われている。事故発生時に捕獲者に不利益が生じないことをより明確にするため、この文章は 2 つに分けるべきだと考える。

以上。